

平成 30 年総務企画委員会会議録

1. 招集年月日 平成 30 年 5 月 16 日
2. 招集の場所 可児市役所 5 階第 1 委員会室
3. 開 会 平成 30 年 5 月 16 日 午前 8 時 58 分 委員長宣告

4. 審 査 事 項

1. 報告事項

- (1) 税条例の専決について
- (2) その他

2. 協議事項

- (1) 委員会代表質問について

3. その他

5. 出席委員 (8名)

委 員 長	板 津 博 之	副 委 員 長	山 根 一 男
委 員	林 則 夫	委 員	可 児 慶 志
委 員	中 村 悟	委 員	川 合 敏 己
委 員	澤 野 伸	委 員	勝 野 正 規

6. 欠席委員 なし

7. 説明のため出席した者の職氏名

総 務 部 長	前 田 伸 寿	税 務 課 長	伊 左 次 敏 宏
管財検査課長	溝 口 英 人	経 済 政 策 課 長	高 井 美 樹

8. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	田 上 元 一	議 会 事 務 局	
		議 会 総 務 課 長	梅 田 浩 二
議 会 事 務 局		議 会 事 務 局	
書 記	服 部 賢 介	書 記	山 口 紀 子

○委員長（板津博之君） それでは、おはようございます。

若干時間が早いですがけれども、総務企画委員会を開会いたします。

議事に入ります前に、4月の異動で新たにお二人の課長が異動されましたので、簡単に自己紹介をお願いいたします。

それでは、税務課長からよろしく申し上げます。

○税務課長（伊左次敏宏君） 税務課でお世話になることになりました伊左次と申します。よろしく申し上げます。

○委員長（板津博之君） 管財検査課長、お願いいたします。

○管財検査課長（溝口英人君） 4月から管財検査課に勤めさせていただきます溝口と申します。よろしく申し上げます。

○委員長（板津博之君） それでは、これより議事に入ります。

発言される方は、委員の方も執行部の方も挙手をして、委員長の許可を得てからマイクのボタンを押して発言をお願いいたします。

なお、今回は定例会会期前の委員会ということで、執行部から事前に説明をしたい案件があるということで開催しておりますので、よろしくをお願いいたします。

初めに報告事項1として、税条例の専決についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○総務部長（前田伸寿君） 改めまして、おはようございます。

さきの定例会の常任委員会で、平成30年度税制改正の概要について御説明をさせていただきました。それに伴って、今回6月議会に専決、それから条例改正という形で上程をさせていただきます。

今回につきましては、承認をいただく専決部分について可児市税条例、都市計画税条例、可児市地域活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正について、税務課長からその内容について詳細に説明をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

○税務課長（伊左次敏宏君） よろしく申し上げます。

今、部長申し上げましたように、平成30年度の税制改正に伴いまして、3つの条例の改正を行います。その中で、3月に専決をさせていただく内容について御説明をさせていただきます。と思っております。

あわせて、3月議会の総務企画委員会で税制改正の概要についてはお話をしておりますけれども、再度御確認ということも含めて資料の1ページに載せてございますので、資料の1ページからお願いしたいと思います。

大きく今回の税制改正、4つの項目が出ておりますけれども、これは6月議会上程の部分も含めて、税制改正のうち市税に関連することとして載せてございます。

1つ目でございますが、個人の市民税の関係ですが、給与所得控除、それから公的年金控

除等は、10万円引き下げて基礎控除を10万円引き上げるという振りかえをするという制度が改正の内容の一つとしてございます。

これは、給与あるいは公的年金といった特定の収入だけに対応する控除というものを減らす一方で、全ての所得に対応するよう、所得控除の一つである基礎控除を上げるという内容のものでございます。

関連しまして、その下に記載しております米印のところに1から4ございますが、所得要件もあわせて10万円ずつ変わってくるという内容です。

この改正は、平成33年度の市民税から適用ということでございますが、今回の税条例の改正の中に、これは6月議会のほうへ乗せさせていただきます。

それから、2項目目が固定資産税、土地について、現行の負担調整措置3年間延長ということが行われます。

平成30年度につきましては、土地・家屋について3年に1度の評価がえの年度ですが、土地に係る評価がえに際し、価格の変動に伴う税負担の激変を緩和するというための負担調整措置でございますが、国のほうで不動産市場の先行きが不透明であるということなどの理由から、現行今までの仕組みを今後3年間延長するということとされました。これが、この専決の中に入れ込んでございます。

それから3項目目でございますが、生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置が創設されたということでございます。

生産性向上特別措置法に規定する市町村の導入促進計画に適合するもので、労働生産性を年平均3%以上向上させるものとして、認定を受けた中小事業者等の一定の設備投資について、その課税標準を3年間ゼロから2分の1の範囲内において、条例で定める割合を乗じていくというものでございます。

これら、中小事業者の設備投資を後押しするという国の政策によるものでございますが、本市としましては、市内の事業者の皆さんの生産性向上をより強く後押ししていくというために、条例で定める割合をゼロとする内容で議案を用意しているところでございます。この内容につきましては、6月議会の上程のほうに入っております。

その他、固定資産税の特例措置として、米印の1つ目のところですが、首都圏のデータのバックアップのための首都圏以外に整備したデータセンターの整備について、課税標準の4分の3とするもの。それから、バリアフリー改修された劇場、音楽堂について、当該家屋に係る税額を3分の1にするというような制度が創設されます。

また、米印の2つ目ですが、新築住宅に係る軽減措置、以下7つ記載してございますが、固定資産税の特例措置が2年間、今までの仕組みが延長されるということとなっております。

4項目目でございますが、たばこ税の関係です。

たばこ税につきましては、ことしの10月、それから平成32年の10月、平成33年の10月という3段階で税率が引き上げられます。全体では1本1円ずつ、市税につきましては、1本当たり0.43円ずつの引き上げとなるというものでございます。

あわせて加熱式たばこについて、製造たばこの区分として新たに加熱式たばこの区分がつくられまして、この 10 月から 5 年間かけて課税方式が見直しされていくというようなことが大きなところでございます。

以上が、本年度の税制改正のうち市税に関連する主なものでございますが、それでは 2 ページから、これらの改正を受けて、この 3 月に専決をさせていただきます条例 3 本について、それぞれ御説明をさせていただきます。

説明は、条文の並びでさせていただきますので、後日、会議案等が配付されましたら御確認いただければというふうに思います。

なお、本日は、改正される内容について説明させていただくべき事項のみというふうで、ちょっと抽出しておりますので、会議案をごらんになられて、説明を省略させていただいた条項につきましては、引用条項の整理でありますとか文言の整理程度の部分でございますのでよろしくお願いいたします。

それでは初めに、可児市税条例について御説明します。

市税条例の 1 点目でございますが、法人市民税の申告納付について定めた 33 条でございます。

第 33 条は、法人市民税の申告義務を有する法人の申告納付について定めたものですが、いわゆる外国子会社合算税制という適応を受ける法人の場合、親会社への所得の合算をされた外国子会社の支払った所得税、法人税の額のうち、合算された所得に対応する金額について、親会社の法人税、地方法人税から控除できるという仕組みになっておりますけれども、なお、控除し切れなかった金額を法人市民税の法人税割額からも控除できることとされたということで、それを条文に定めるものです。

それから 2 点目でございますが、法人市民税の納期限の延長の場合の延滞金について定めております第 36 条です。

改正の内容としましては、法人市民税の納期限の延長の場合で、税額を一旦減額される更正があった後に、修正申告書の提出あるいは増額更正がその後あった場合に、当初申告書によって納付があった日から修正申告書の提出のあった日までの期間を除いて延滞金を決算するというものです。国税において、利子税で同様の改正を行っておりまして、これに準じていくものでございます。

それから 3 点目ですが、固定資産税の課税標準の特例について定めております付則第 10 条の 2 でございます。

公害防止用設備の固定資産税の課税標準の特例につきまして、ここの表にございますように、水質汚濁防止法に規定する特定施設を設置する事業所の汚水・廃液の処理施設の取得につきまして、取得期間を平成 32 年の 3 月 31 日まで延長してまいります。課税標準となるべき価格に乗じる割合は、従前 3 分の 1 でございましたが、2 分の 1 に改めます。

また、表の 2 つ目ですが、中小事業者等が取得した土壤汚染対策法に規定する特定有害物質の排出・飛散を抑制する施設の取得につきましては、延長することなく今回廃止という形

となります。

その次、四角の2つ目でございますが、今回条例の改正にはございませんが、ここにあります2つにつきましては、取得期間の延長が平成32年3月31日までということで延長がございます。こちらのほうは条例の中には出てまいりませんが、こういった改正がございます。それから、3ページをお願いいたします。

再生可能エネルギーの発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例でございますが、再生可能エネルギーの区分につきましては、太陽光、風力以下、この表の5つの区分がございますが、それぞれ規模に応じて課税標準となるべき価格に乗じる割合を改めつつ、こちらのほうも取得期間が平成32年の3月まで延長されます。この課税標準の特例の適用期間は3年度分、従前より変わりはございません。

その他参考としまして、条例にはこれもございませんが、冒頭少し申し上げましたように、新築住宅等に対する固定資産税の軽減措置についても2年間適用期限が延長されます。参考のところに4項目記載しておりますので、御確認をいただければと思います。

それから4点目です。

付則の10条の3でございますが、固定資産税の減額を受けようとする者がすべき申告を定めておるところでございますが、先ほど御説明させていただきましたバリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂に係る税額の減額措置が創設されたことに伴いまして、そこに手続を定めております。

それから5点目、一番下のところですが、付則第11条の2です。

これは、固定資産税の土地について、平成31年度、平成32年度における土地の価格の特例について、平成28年、平成29年度でも講じてきた特例を延長するものです。

先ほど申し上げましたように、平成30年度評価がえの年度でしたが、2年度目、3年度目に当たる平成31年度、平成32年度において、自然的あるいは社会的な条件で、市内の類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落した場合に、修正前の課税標準とすることが均衡を失すると認められる場合に、修正基準によって修正した価格を課税標準とすることができるというものでございます。この内容は平成9年度から継続をしておるので、土地の下落に対応する制度でございます。

それから4ページをお願いします。

(6)(7)ですが、固定資産税の土地に対する負担調整措置の延長がここで出てまいります。

(6)のほうですが、付則の第12条では、宅地等に対して課する固定資産税の特例を定めておりますが、これを3年延長いたします。土地に対する負担調整措置につきましては、土地の価格の変動に伴う税負担の激変緩和ということが目的でございますが、これを3年間延長するというので、繰り返しになりますが、そういったものです。

宅地等における考え方ですが、表を見ていただき、区分のところなんですけれども、中ほどの当年度の課税標準額というところがありますが、これが左側にあります前年度の課税標準額プラス当年度の評価額の5%というものを超える場合には、前年度の課税標準額プラス

当年度の標準額の5%というものを課税標準とするものでございます。ただし、その額が当年度の評価額の20%を下回る場合、3段目になりますけれども、この場合は、当年度の評価額の20%を課税標準といたします。

また、宅地等に係る商業地等のところですが、表の一番下のところを見ていただきますと、負担水準が0.7を超えるというところがありますが、これは評価額が下がっている場合をいいますけれども、こういった場合は、当年度の評価額の70%を課税標準額とするというものです。

それから1つ上の0.6以上0.7以下というところありますが、これは評価額が少し上がっている場合を想定しているわけですが、この場合は、前年度の課税標準額に据え置きます。

そして、負担水準が0.6未満の場合は、評価額が上がっている場合ということになりますけれども、この場合は、前年度課税標準に今年度の評価額の5%を上乗せしていくというものです。ただ、その額が当年度の評価額の60%を上回る場合はその金額を、また20%を下回る場合にはその金額を課税標準とするという仕組みとなっております。

それから7点目のほうですが、付則第13条でございますが、こちらは農地に係る負担調整措置が書いてございます。

当年度の課税標準額が負担水準の区分に応じて、表の右側のように、前年度の課税標準額に率を乗じて得た額を超えている場合は、前年度の課税標準額にここの率を掛けた金額が課税標準額となるという仕組みでございます。

それから最後、8点目ですが、付則の第16条でございますが、特別土地保有税の課税の特例を定めております。

特別土地保有税につきましては、平成15年度以降、課税の停止をしておりますが、今回固定資産税の土地において、負担調整措置を3年間延長するなどの関係条文を整理しておくものでございます。

以上が市税条例の専決の内容でございます。

5ページをお願いします。

続きまして、都市計画税条例の改正のうち、専決処分をさせていただく内容について御説明をさせていただきます。

大きく4点ございますが、まず1点目でございます。

付則の第1条の5でございますが、改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の適用を受けようとするべき者がすべき申告を定めております。

この内容につきましては、固定資産税と同様に、バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂について、当初の2年間、税額の3分の1を減額するというものでございますが、この適用を受ける際の手続を付則で定めます。

それから2点目ですが、付則の第2条から6条までの改正です。

これは固定資産税と同様に、土地に係る都市計画税について、負担調整措置が3年間延長

されたことを改正していくものでございます。

それから3点目ですが、付則の第7条の改正です。

これも負担調整の関係ですが、農地に対する負担調整措置について定めているところですが、これも同様に3年間延長に対応して改正を行います。

4点目ですが、付則の第9条の読みかえ規定でございます。

この中で、成田国際空港に関する課税標準特例規定というものが、従前、固定資産税と都市計画税に対応しておりましたが、固定資産税のみの適用になるということで、それに伴う条文の整備を行います。

以上が都市計画税条例です。

最後に、可児市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の改正について、御説明させていただきます。

この条例は、地域再生法による地域活力向上地域において、本店、主たる事業所、それから地域における就業機会創出等の強化に資するような業務施設を新設・増設した場合の固定資産税の特例を定めているものです。

今回、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令というものがございしますが、それと岐阜県の地方活力向上地域における事業税及び不動産取得税の税率の特例に関する条例というものがこの3月に改正されました。これに伴いまして、平成30年の3月31日までとしていました適用期間につきまして、平成32年3月31日まで2年間延長することとされたことに伴いまして、条例の改正を行うものです。

不均一課税の税率につきましては、表に載せてございますが、上段ですが、東京都特別区から移転して整備する業務施設につきましては、上段にある税率を適用します。その他、認定地域再生計画に記載されている業務施設を整備する場合の税率が下段となります。この税率につきましては、今回の改正前と変更はございません。

説明のほうは以上でございます。ちょっと長くなりましたが、済みませんでした。

○総務部長（前田伸寿君） ただいま説明させていただいた専決の条例3本につきましては、承認案件という形で提出させていただきますので、御承認をお願いしたいと。

これ以外のもについては、先ほども言いましたように条例改正という形で議案という形で提出をさせていただきますので、よろしくお願いたします。以上です。

○委員長（板津博之君） それでは、大変ボリュームがありましたけれども、ただいまの説明に対する質疑はございませんか。

○委員（可児慶志君） 電気事業者による再生可能エネルギーの発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例のところで、太陽光発電設備の課税をされる範囲というのは具体的にどういふものですか。

○税務課長（伊左次敏宏君） これは償却資産に該当する部分でございますので、太陽光発電設備の設備自体について課税をさせていただく部分について適用するということになります。

○委員（可児慶志君） そうすると、設備そのものというのは、土地も含まれるんですか。そ

してあと、構築されているソーラーパネルだけではなくて、そのパネルを設置してある設備そのものも含まれるということになるんですか。

○**税務課長（伊左次敏宏君）** この特例につきましては、設備に関する特例でございますので、土地等は含まないということになります。

○**委員長（板津博之君）** ほかに質疑ございませんか。

○**副委員長（山根一男君）** まず、専決に至った理由は何でしたっけ。

○**税務課長（伊左次敏宏君）** 今回の税制改正に伴いまして、この4月1日から適用すべき案件につきまして、3月31日で専決をさせていただくということでございますので、それ以外の案件につきましては、条例の改正が2つに分かれまして、6月議会のほうで上程をさせていただき議決案件として上げさせていただきます。

○**副委員長（山根一男君）** わかりました。

もう一点、ちょっと単純なことですけど、一番最初の個人市民税における給与所得控除制度の見直し、平成33年度からということで、3年先なんです。これは周知期間とか何か理由があるんですか。それとも、ほかの税との絡みなんでしょうか。随分早くからやるんだなという、単純なことで済みませんけれども、わかりますか。

○**税務課長（伊左次敏宏君）** この辺りは少し想像の域も入りますけれども、所得税のほうとあわせた改正になりますので、所得税のほうにつきましては、実質平成33年の頭からになります。そういったこともありますので、市民税の適用より少し早い段階になりますので、あわせた改正を、周知期間を含めて今回行うということであろうかと思えます。

○**委員長（板津博之君）** ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しては終了といたします。

次に報告事項について、その他何かございましたらお願いをいたします。

○**総務部長（前田伸寿君）** 3月の常任の総務企画委員会の中で、総合会館と総合会館分室の集約の御説明をさせていただきました。その折に、川合議員と澤野議員から御質問がありました、総合会館建設当時の入居団体の選考基準、それから既得権があるか、その他ほかの団体が希望された場合に入居は可能かということで御質問いただきましたけれども、そのときはちょっと一度調べてということでございましたので、そのことについて、これから管財検査課長のほうから説明をさせていただきますのでお願いいたします。

○**管財検査課長（溝口英人君）** よろしくお願ひします。

それでは、今部長が申しあげましたように、まず建設当時の入居団体の選考基準、それが1点目、2点目が既得権があるかどうか、3点目としましては、他の団体が希望された場合に入居が可能かという、その3点について御説明させていただきたいと思えます。

まず、情報としまして建設当時、入居団体として、読み上げさせていただきますけれど、まず商工会議所、それから可児土地改良区、ライオンズクラブ、ロータリークラブ、青年会議所、それから産業クラブ、現在は名前が違うかもしれませんが、この団体が当時入居

してる団体でございます。

まず1点目の選考についてであります。可児町時代に、可児町公有財産及び債権の管理に関する規則がございまして、その規則に基づきまして、当時、総合会館建設特別委員会というものがございまして、その中で審議をされて入居団体を決定したという経緯がございまして。そのように選考されたというふうでございます。

それから2点目の既得権についてでございますが、これはそれぞれ団体、ちょっと事情が違います。まず一つ、大きくは市が設置しております団体、まずNPOセンター、それから教育研究所、人権啓発センター、この3者については、市のほうが設置させていただいております。

それから商工会議所につきましては、建設当時に市と建物の売買を契約しておりまして、現在も建物の一部を所有しているという位置づけになっております。

あと、その他の団体につきましては、公共的な用途に使っていただいているということで、行政財産の目的外使用という立場で許可をさせていただいているというところでございます。

ちなみに、当時、商工会及びほかの団体から寄附金もいただいているという経緯はございます。ですので、それに見合った使用料を今支払っていただいているということになっております。

最後に3点目の御質問ですけれども、また新たな入居についてどうだということですが、基本的に今の入居団体は、さまざまなまちづくりの事業や人材育成などに取り組んでいただいております。実際の市の事業に協力されている団体と判断しております。

さらに今後、もし他の団体から入りたいという希望をいただいた場合には、空き状況や現在の目的外使用の基準に基づいて、許可を判断させていただくというふうに考えております。以上でございます。

○委員長（板津博之君） それでは、ただいま3点、選考基準と既得権、それから新規の入居についての説明がございましたけれども、これに対する質疑はございませんでしょうか。

○委員（澤野 伸君） 新しく入居したいというような問い合わせ団体というのは、今のところ御相談があるかないかだけちょっと教えていただけますか。

○管財検査課長（溝口英人君） 特にございません。

○委員（川合敏己君） ありがとうございます。

今の澤野委員の関連ですけれども、問い合わせがあった場合というのは、基本的には管財検査課のほうでよろしかったですかね。

○管財検査課長（溝口英人君） こちらのほうで受け付けさせていただきます。

○副委員長（山根一男君） 今後、保健センターも移りましたし、分室がまた移ってきたりいろいろと入れかえがあると思うんですけれども、その計画ができていますか、その中で空き状況というか、空き部屋みたいなスペースが生まれる可能性はありますか。

○管財検査課長（溝口英人君） 今のところはない予定でございます。

- 委員長（板津博之君） ほかに質疑ございませんか。
- 委員（林 則夫君） 当時の建設特別委員会のメンバーってわかりますか。
- 委員長（板津博之君） わからなければ、また後ほどということでもよろしいですか。
- 管財検査課長（溝口英人君） あるかどうか、ちょっとそこまでもわからないので申しわけ
ございません。あれば、また報告させていただきます。
- 委員長（板津博之君） ということで、林委員よろしいですか。
- 総務部長（前田伸寿君） 書類そのものがもう保存期間を超えていますので、ございません
ので、多分戻っても調べるというのは不可能でございますので、実態としてはわからないと
いう状況です。

〔発言する者あり〕

- 委員長（板津博之君） ありがとうございます。

ほかにこの件に関しては質疑ございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは発言もないようですので、この件に関しては終了といたします。

以降の議事については委員のみで行いますので、執行部の皆さんは御退席いただいて結構
です。ありがとうございました。

暫時休憩ということでお願いいたします。

休憩 午前9時32分

再開 午前9時33分

- 委員長（板津博之君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

協議事項の委員会代表質問についてを議題といたします。

総務企画委員会として、質問すべき案件について何かございましたら、この場で御意見を
伺いたいと思います。

今回、既に代表質問の受け付けが始まっておりますけれども、総務企画委員会として取り
上げるべき代表質問のテーマがございましたら、この場において今御意見をお聞きしたいと
思いますが、いかがでしょうか。

〔挙手する者なし〕

今回特にないということであれば、なしということでもよろしいでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

ありがとうございます。

それでは、6月定例会における総務企画委員会の代表質問については見送ることといたし
ます。

ほかに何か総務企画委員会全体を通して御意見がありましたら、せっかくの機会ですので
お聞きいたしますが、いかがでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それではないようでございますので、以上で本日の案件は全て終わりました。

発言もないようですので、これにて総務企画委員会を閉会といたします。お疲れさまでございました。

閉会 午前9時34分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 30 年 5 月 16 日

可児市総務企画委員会委員長